

愛媛大学留学生就職サポート協力企業会規約

(名 称)

第1条 本会は愛媛大学留学生就職サポート協力企業会（以下、「サポート協力企業会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を愛媛大学国際連携推進機構内に置く。

(目 的)

第3条 サポート協力企業会は愛媛大学の実施する「留学生就職促進プログラム」を支援し、また産・官・学の連携協力によって高度外国人留学生人材を育成し雇用の機会を提供することにより、地域経済のグローバル化及び地域産業の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 サポート協力企業会は前条の目的を達成するために次の各号に掲げる業務を協働して実施する。

- (1) 外国人留学生のインターンシップ実施支援
- (2) 外国人留学生の就職活動支援
- (3) 高度人材留学生活用のためのセミナー等の実施
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第5条 サポート協力企業会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 中四国地域に所在する企業及び団体のうち第3条の目的に賛同する者
- (2) 県内に所在する大学のうち第3条の目的に賛同する者

(雑 則)

第6条 この規約に定めるものの他に必要な事項は、会員の協議により定める。

附 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年7月1日から施行する。